

公告第 331 号

郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成 16 年郡山市規則第 47 号。以下「規則」という。)第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により、電子情報処理組織を使用して行うことができる手続を次のように定める。

令和 6 年 9 月 10 日

郡山市長 品 川 萬 里

- 1 開始年月日 令和 6 年 10 月 1 日
- 2 規則第 3 条第 1 項による条例等に基づく手続
 - (1) 申請等の名称
 - ア 郡山市競争入札参加資格審査申請
 - イ 競争入札参加資格審査申請事項の変更等の届出
 - (2) 根拠法令等
郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱(令和 6 年 9 月 6 日制定) 第 4 条及び第 9 条